

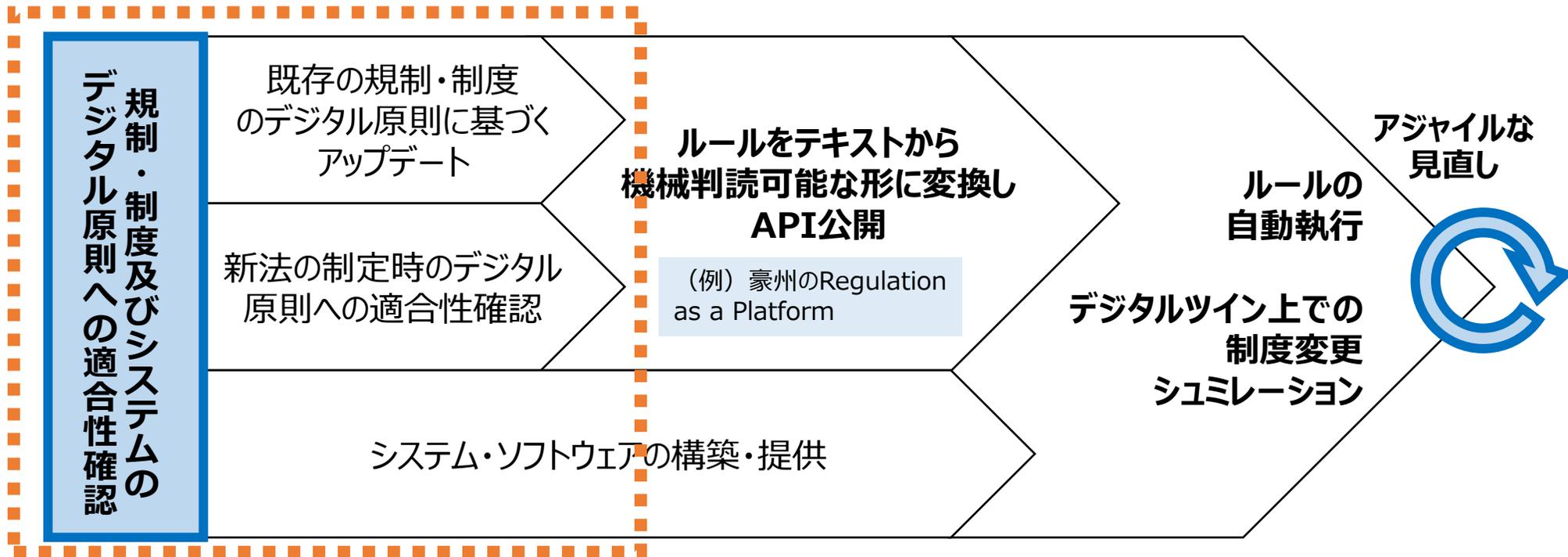
法令のデジタル原則への適合性確認 のプロセス・体制について

令和 4 年 3 月 16 日

デジタル庁

今後の法制事務のデジタル化に向けて

今後、法制事務のデジタル化に向けてリーガルテック/レグテック等を活用しつつ、デジタル時代にあわせて規制・制度とシステムの仕様を自発的かつ一体的に見直し続けるための仕組みやプロセスを具体化していくことを検討。



法制執務に援用可能なリーガルテックやレグテックの例：

契約書の自動作成・AIレビュー

契約情報の自動集約
自然言語処理による解析
→危険条項の自動検出・修正サジェスト

スマートコントラクトによる
契約の自動執行・履行管理

デジタル技術と規制見直し事項の対応イメージ

①画像・データを遠隔
で取得・提供

②画像・データの解析・診
断・評価を自動化・機械化

③事態対処を自
動化・機械化

④検査周期を
延長・撤廃

紙の
介在

人の
介在

頻度

| |
|----------------------|
| 書面 |
| 閲覧・縦覧 |
| 掲示 |
| 対面 |
| 講習 |
| 目視 |
| 検査・点検・監査 (構造物/業務) |
| 調査 |
| 巡視・見張 |
| 常駐 |
| 専任 |
| 定期 |
| 第三者 |
| 自主 |
| 調査・測定 |

 オンライン手続

 ウェブ会議

 カメラ

 センサー

 ドローン

 画像診断

 ビッグデータ
分析

 緊急通報装置

 デジタルツイン

 3Dモデリング

 リアルタイム
対処

 ロボット

 リアルタイム
モニタリング

デジタル原則への適合性確認のプロセス化の必要性

- デジタル原則の徹底を図るためには、日々新たに行われる新規法令の策定や法令改正に際してデジタル原則への適合性の確認が不可欠であるとともに、それらに伴う通達等（新規法令の策定等を伴わないものを含む。）についても確認が必要。
- さらに、デジタル技術が常に進展していく以上、既存法令等についても、新たなデジタル技術活用等を踏まえての継続的な点検・見直しが不可欠。

論点①

政策企画の早い段階からデジタル原則適合性を当局が自律的に考慮できるよう、**具体的な指針**を提示できないか。

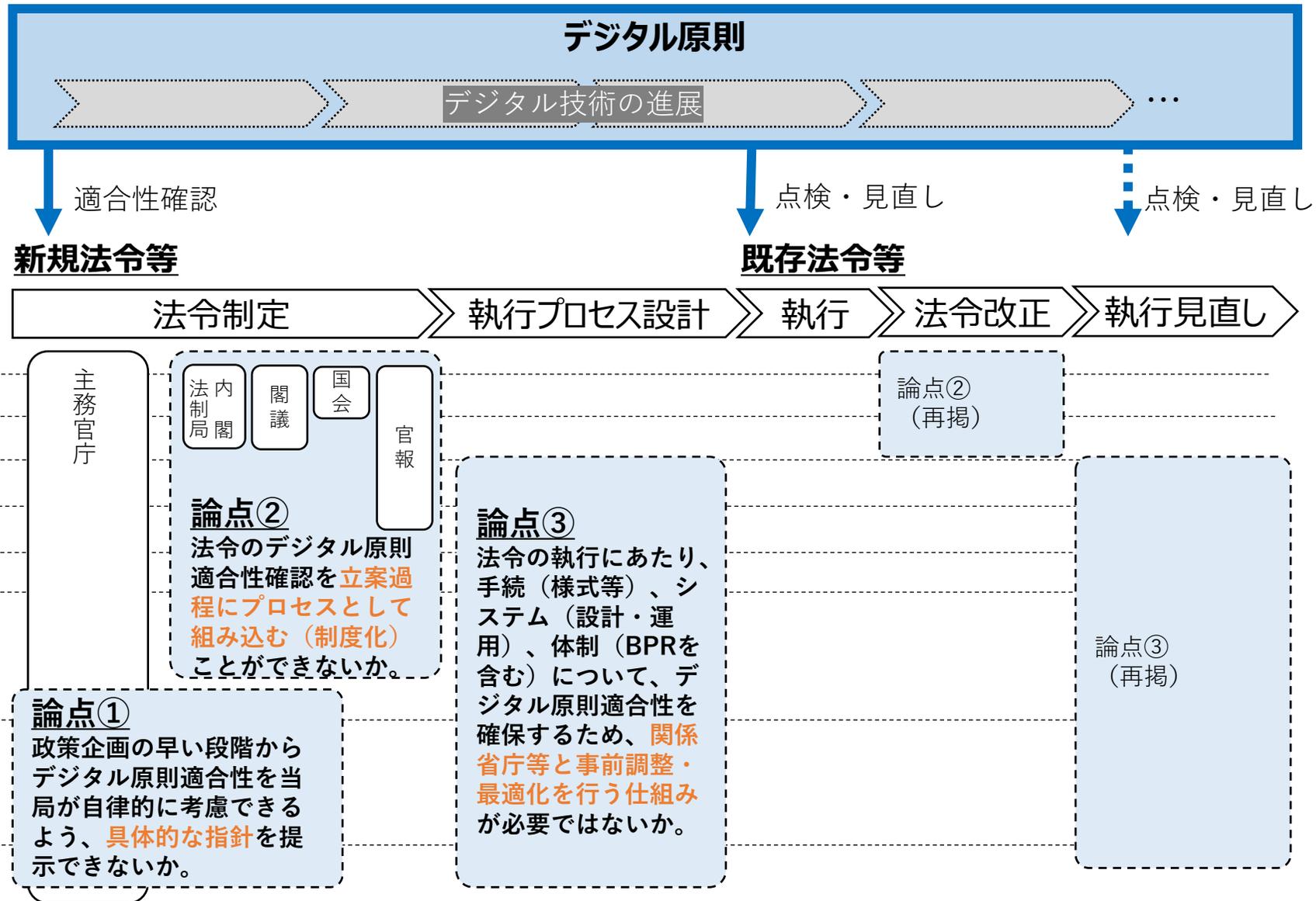
論点②

デジタル原則に基づく新規法令等の適合性確認や既存法令等の点検・見直しを、**立案過程等にプロセスとして組み込む（制度化）**ことができないか。

論点③

法令の執行にあたり、**手続（様式等）、システム（設計・運用）、体制（BPRを含む）**について、デジタル原則適合性を確保するため、**関係省庁等と事前調整・最適化を行う仕組み**が必要ではないか。

法令等のライフサイクルにおける各論点の位置づけ



デジタル原則への適合性確認のプロセス化にあたっての課題

論点①

- ◆「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」をデジタル臨調事務局／デジタル庁にて策定し、事前に公表することで、自律性と予見可能性を担保することが必要ではないか

論点②

| | 新規法令等の確認 | 既存法令等の点検・見直し |
|-----|---|---|
| ○主体 | ◆デジタル社会の形成を推進するデジタル庁か、個別政策の責任を担う各府省（官房、担当部局）か等 | |
| ○対象 | ◆法令以外に、通達等まで対象とすべきか（デジタル庁・各府省で役割分担か） | |
| ○時期 | ◆立案過程のどのタイミング・時期で確認を行うべきか ←法律・政令、省令以下で立案過程が異なる | ◆デジタル技術の進展に応じて実施 ←技術動向や活用状況等についてどのように把握するか ◆国民等からの声に応じて実施 ←エンドユーザーを含めた様々な声をどのように把握するか ◆定期的実施 ←デジタル原則適合性の実態を把握した見直しも必要か |

論点③

- ◆法令の執行プロセス設計に着手するにあたり、デジタル原則適合性を確保するために手続、システム、体制をどのように最適化すべきか、デジタル庁の呼びかけにより関係省庁等で整理することとしてはどうか（「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」又は「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に明記か）

デジタル原則への適合性確認のプロセス化にあたっての課題

論点①

◆「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」をデジタル臨調事務局／デジタル庁にて策定し、事前に公表することで、自律性と予見可能性を担保することが必要ではないか

- 各府省の政策担当者が必ずしも最新のデジタル技術の活用の動向等を把握することが困難であること及びデジタル技術の進展により活用する技術も変わることを踏まえると、恒常のデジタル社会の形成を任務とするデジタル庁が、各府省が政策企画に際し「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」を策定／改定することが最適ではないか
※具体的な指針は、各府省だけでなく、地方公共団体等の取組にも裨益
- 現在、作業部会において、
 - ・デジタル原則への適合性の点検・見直し作業の方針（類型化・フェーズ）
 - ・デジタル技術と規制見直し事項の対応についての整理を検討しているが、これらは、「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」の一つ（端緒）と言えるもの
- 「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」については、デジタル技術に係る識見を有する者等による知見や政策のユーザーである国民等の要望などを踏まえる必要があるとともに、政策企画の指針であることから、公の場で議論されて、策定／改定されることが望ましいのではないかと。

デジタル原則への適合性確認のプロセス化にあたっての課題

論点②－1

◆新規法令等の確認

- ① デジタル社会の形成を推進するデジタル庁か、個別政策の責任を担う各府省（官房、担当部局）か等
- ② 法令以外に、通達等まで対象とすべきか
- ③ 立案過程のどのタイミング・時期で確認を行うべきか

- 通達等において実際的手段等が規定されていることがあることを踏まえると、デジタル原則への適合性確認については、新規法令だけではなく、通達等もその対象とすべき
- 一方で、新規法令等について確認を行う場合、それぞれの制定権者、立案過程、時期等が異なることに留意が必要
- 各府省の政策担当者が必ずしも最新のデジタル技術の活用の動向等を把握することが困難であること及びデジタル技術の進展により活用する技術も変わることを踏まえると、恒常のデジタル社会の形成を任務とするデジタル庁（再掲）が広く関与することが不可欠であるが、特に、法律案及び政令については、閣議決定により定められていることを踏まえると、デジタル庁がより主体的に注力して確認することが必要ではないか
- 法律案及び政令以外の新規法令等については、デジタル庁が定める「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」（論点①参照）に基づき各府省が主体的に確認を行うこととすべきではないか

デジタル原則への適合性確認のプロセス化にあたっての課題

論点②－1

◆新規法令等の確認

- ① デジタル社会の形成を推進するデジタル庁か、個別政策の責任を担う各府省（官房、担当部局）か等
- ② 法令以外に、通達等まで対象とすべきか
- ③ 立案過程のどのタイミング・時期で確認を行うべきか

<新規法令等の確認の続き>

○確認の実効性を確保するためには、より政策企画の早期の段階から関与することが必要になるため、「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」により各府省の政策担当者の自主性を促しつつ、

- ・ 法律案及び政令については、内閣法制局による予備審査前までにデジタル庁が確認
- ・ 省令以下については、決定前（パブリックコメント対象については、パブリックコメントにより案が公表される前）までに官房部局による確認

をすることとしてはどうか

※省令以下については、事後的にデジタル庁が官房部局による確認が適切になされていたかの確認を行うことも必要か。

| | 法律案・政令 | 省令以下 |
|-----|------------|----------------------------------|
| ○主体 | デジタル庁 | 各府省官房部局 |
| ○時期 | 内閣法制局予備審査前 | 決定前（パブコメ案件は、パブコメ前）※デジタル庁でメタ確認（P） |

デジタル原則への適合性確認のプロセス化にあたっての課題

論点②－2

◆既存法令等の点検・見直し

- ① デジタル社会の形成を推進するデジタル庁か、個別政策の責任を担う各府省（官房、担当部局）か等
- ② 法令以外に、通達等まで対象とすべきか
- ③ どのタイミング・時期で点検・見直しを行うべきか

- 新規法令等の確認と同様に、デジタル原則への適合性点検・見直しについては、法令だけでなく、通達等もその対象とすべき
- 新規法令等と異なり改めての点検・見直しであるため、既存法令等全てをデジタル技術の進展等を把握しているデジタル庁による点検・見直しの対象とすることが適当ではないか
 - ※通達等の点検・見直しのためには、適宜公表等されていることが必要
- 点検・見直しを行う機会はどのようなものがあり得るか
 - (1) デジタル技術の進展
 - ・「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」の改定に併せて実施
 - (2) 国民等の要望
 - ・国民や経済界等の政策のユーザーからの要望を受けて実施
 - (3) 定期的
 - ・各府省による執行状況を把握した上で実施

デジタル原則への適合性確認のプロセス化にあたっての課題

論点②－2

◆既存法令等の点検・見直し

- ① デジタル社会の形成を推進するデジタル庁か、個別政策の責任を担う各府省（官房、担当部局）か等
- ② 法令以外に、通達等まで対象とすべきか
- ③ どのタイミング・時期で点検・見直しを行うべきか

<既存法令等の点検・見直しの続き>

- 「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」の策定／改定と同様にデジタル技術の進展や国民等の要望を踏まえる必要があること、各府省の執行状況を把握（・評価）する必要があることから、既存法令等の点検・見直しに際しては、公の場による議論・検討が必要ではないか（現在はデジタル臨時行政調査会作業部会で実施）
- 既存法令等の点検・見直しの結果、法改正が必要となった場合は、一括した対応を行うことで、迅速な対応が可能となるのではないか

| | 法律案・政令 | 省令以下 |
|-----|--|------|
| ○主体 | デジタル庁（+公の場） ※法改正が必要な場合は一括対応（P） | |
| ○時期 | (1) デジタル技術の進展 (2) 国民等の要望 (3) 定期的 | |

デジタル原則への適合性確認のプロセス化にあたっての課題

論点③

◆法令の執行プロセス設計に着手するにあたり、デジタル原則適合性を確保するために手続、システム、体制をどのように最適化すべきか、デジタル庁の呼びかけにより関係省庁等で整理することとしてはどうか（「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」又は「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に明記か）

- 執行においてデジタル原則への適合性を確保するためには、法令等のルールについて確認等するだけでなく、具体の執行プロセスの設計段階において、デジタル技術を活用した執行のための手続、システム及び体制について検討することが不可欠
- デジタル庁の呼びかけで関係各府省が集まり、システム、手続フロー、体制をすりあわせるプロセスを設計・制度化することとしてはどうか
- 具体的には、システム整備に関する方針である「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」又は「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」（論点①参照）において、関係府省の役割分担等を含め当該プロセスについて記載することとしてはどうか

デジタル原則への適合性確認のプロセス化にあたっての工程案

○デジタル原則への適合性確認等については、新規の取組であるところ、まずは、新規法令等の確認でデジタル庁が主体的に注力して確認する法律案及び政令のうち法律案の確認を先行して行うこととしてはどうか。

| | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|----------|------|------------------|---------------|
| プロセス（大枠） | | 春：調査会 夏前：重点計画 | |
| プロセス（詳細） | | 検討 | 年末：閣議決定？ |
| 体制整備 | | 8月末：概算要求 | |
| 具体的な指針 | | | 夏：指針の策定 |
| 確認 | | | 令和6年常会提出法案の確認 |
| 点検・見直し | | | 技術動向把握・要望受付 |